

養父市農業委員会

第8回会議録

令和5年5月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第8回会議録

1. 開催日時 令和5年5月24日(水曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第26号 農用地利用集積計画の承認について

議案第27号 非農地証明交付申請の承認について

議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	12番 秋山博	13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員(1名)

11番 木下計介

6. 出席推進委員(8名)

15番 内田重雄	17番 荒木奈見	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

7. 欠席推進委員(4名)

14番 小林誠	16番 齋藤隆之	18番 谷村昭雄	19番 藤本浩一郎
---------	----------	----------	-----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第8回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より、関係委員の方の現地確認、御苦労様でした。

いよいよ春の農繁期も本番になり、皆さんお忙しい時期になってきたと思います。もう田植えが終わっている地区もありますが、まだこれから田植えをする地区もあると思いますが、皆さん無理せず体調に気を付けて頑張ってもらいたいと思います。

そして、本日は研修会も終わってから情報部会もあります。皆さん、本日も審議、議事のほうよろしく申し上げます。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立につきまして報告をいたします。

本日、農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員につきましては、8名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、山根会長にお願いをいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、1番の谷垣農業委員と、4番の坂本農業委員をお願いいたします。

議長 : それでは、議事に入ります。

議案第26号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第26号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和5年6月1日を予定しております。

1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が53,878平方メートル、46筆、畑が221平方メートル、1筆、合計54,099平方メートル、47筆です。利用権の設定を受ける戸数は23戸、利用権を設定する戸数は19戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が47筆、54,099平方メートル、そのうち新規が44筆、51,256平方メートル、再設定が3筆、2,843平方メートルとなって

おります。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、2年契約が3筆、2,843平方メートル、3年契約が2筆、1,423平方メートル、5年契約が2筆、2,074平方メートル、10年契約が40筆、47,759平方メートルとなっております。

詳細につきましては、2ページ以降に記載しております。

4ページから9ページに記載しておりますのが、農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借り受ける耕作者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年契約となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第26号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第27号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 10ページを御覧ください。議案第27号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、八鹿町小山の土地1筆で、面積が27平方メートルです。所有者は京都府福知山市の方で、非農地の事由としましては、昭和47年頃から宅地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは12ページから16ページとなっております。

2番、新津と大屋町宮垣の土地3筆で、面積が805平方メートルです。所有者は神戸市の方で、非農地の事由といたしましては、新津の土地は昭和53年頃から雑種地化しています。大屋町宮垣姫ノ宮1179については、平成10年頃から原野化をしています。大屋町宮垣姫ノ宮1236は、平成5年頃から山林化をしています。現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。新津地区、大屋町宮垣地区、2地区をまたいだ非農地の申請になります。こちら、一括して谷垣委員より御報告のほうをよろしく願いをいたします。関連ページは17ページか

ら25ページです。

11ページです。3番、建屋の土地1筆で、面積が82平方メートルです。所有者は養父市建屋の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から宅地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから30ページとなっています。

4番、安井の土地1筆で、面積が99平方メートルです。所有者は養父市安井の方で、非農地の事由としましては、昭和48年頃から宅地化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは31から35ページとなっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
番号1番の八鹿町小山の件について、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。午前中、現地確認に行つてまいりました。場所はコープこうべの横です。写真は、15ページ三角に赤で囲つてあるところになります。昭和47年頃自宅建築の際に道路用地の一部として工事を行ったようです。転用の申請をせずに道路として使つて、現在に至つております。申請は妥当かなと思つていますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしくお願ひします。
担当委員と今朝確認してまいりました。写真を見ていただいても、本当に狭小な部分です。周辺農地等への影響等もありませんし、非農地証明を認めてもいいのではないかなと思つております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第27号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしま

した。

続きまして、番号2番の大屋町宮垣と新津の2件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。3筆ございまして、新津につきましては、圓山農業委員が担当であります。現地を調査され、了解の印を押されておりますので、次の大屋町宮垣の分と含めて、私から報告をさせていただきます。

①番の土地は、非農地の事由にありますように、新津の土地で昭和53年から雑種化しています。それから、②、③については姫ノ宮の土地です。いずれも原野化と山林化しています。

議案書17ページを見ていただきますと、県道養父宍粟線を大屋向きに向かいまして、右手に姫ノ宮という集落があります。その赤丸で囲ってあるところが今回の件でございます。

22ページに現況写真があります。296番という行政区新津の地番であります。三角になっている部分はその該当する部分であります。左手に見えるのが、太陽光発電の施設で、3,000平方メートル以上ありましたので、6年ほど前にこの辺りの土地を県の農地委員会にもかけてまして、太陽光発電の施設が設けられています。その手前のところに道路と三角形の部分はまだ残っているわけですが、この三角形の部分というのは太陽光発電の残地ではなく、この三角形の下にある道、これは砂防工事をするときの作業道ということで造られたものであります。そのときに土地の分がまだ残っておりまして、太陽光発電のときにも買上げをしてもらえなかったということで、それが残ったままになっています。

それから、23ページ2枚の写真につきましては、地番が大屋町宮垣姫ノ宮1179番ということで、ここはその写真でもお分かりのように、もうササがいっぱい生えている状態で、左側の写真には、すぐそばに小さな竹やぶがありますし、また、奥のほうには墓地があります。今回の土地は、その竹やぶの上、墓地の手前の部分、それからこのササで見える部分のところで、原野化している状況で、復旧をするということは大変な部分になっています。

それから、最後に、24ページ、地番が1236番で、大屋町宮垣姫ノ宮の地番であります。宅地からかなり山へ向かっていく部分であります。以前は畑として作物を作っておられましたが、25ページの始末書にもありますように、30年ほど前から耕作放棄されて、そこに杉の木等を植えたというようなことで、もう山林化になっているというような状況であります。

以上、3つの筆につきましては、そういう状況でありますので、3つとも非農地に何とぞ承認いただきますように、よろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝、現地を確認に行きました。
谷垣委員の説明のとおり、ササが生えたり、それから杉の木を植えたりして、畑に戻すことはまず不可能と認めます。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど委員の説明がありましたように、やむを得ない
と思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第27号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり
決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしま
した。

続きまして、番号3番の建屋の件について、担当農業委員より説明を求めま
す。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは現地調査、御苦労さんでございました。

この案件の位置は、26ページを御覧いただきたいと思います。申請地は、建
屋の町の中、昔、JAの倉庫が建っていたところの裏になります。28ページに
字限図があります。29ページに写真が出ておりますけども、平成元年頃の建築
になります。ここはもともと畑でした。この倉庫を利用されている方が道路並
みに土地を下げて倉庫を建築し利用していたそうです。ただ、農地転用がされ
ていなかったのもので、この建物を今使用されている方が今度買取りということ
になりましたところで、こういう状況が発生しましたので、非農地承認申請が出
ております。

30ページに始末書が出ておりますので、この案件につきましてよろしくお願

いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 今、担当委員より詳しい説明がございましたとおり、29ページの写真を見てもらっても御覧のとおりです。写真右側は里道でございまして、突き当たりはもう山でございまして、これ以上私がいろいろと言うよりも、今度売られたときに初めて、この地目が畑になっておりましたので、すぐ発見されて申請されたような次第でございます。ひとつ、別に環境問題云々にも触れることも何もないところでございますので、皆さんの御理解をお願いいたしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。担当委員から説明があったとおりです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第27号の3番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の安井の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。出合の件、31ページ、中央を右から左に入っている線が道路です。その下に出合川と書いていますが、その横に該当の地番があります。航空写真も同じような位置で、赤で印をされています。

33ページは字限図でして、34ページの写真を見てください。上の写真がちょ

っと黒く見えるのが母屋でして、その前にシートをかけている部分に物置を設置する際に、土地が畑ということで発覚しまして、非農地の申請が出ております。50年前から、庭というか、そういう使い方をされているということですので、非農地化ということで、承認相当と思いますので、よろしく審議のほうをお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 濱田です。よろしくをお願いします。現地はとても奥まったところで、私も関宮に住んでいて、初めて行ったところなんですけども、先ほど藤原委員から説明がありましたように、もう50年以上前から知らなくて使っていたし、今回このようなことが発覚されて、建物も建築も途中で中断されて申請されていますので、妥当かと思います。よろしくをお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。担当推進委員の米田です。今朝、現地の確認をさせていただいています。

34ページの写真を見ていただいたとおり、住宅に隣接した土地で、樹木の植栽があり、花も作っておられるようなところで、実際には家のお屋敷の一部というような感じで、庭的なような用途で使われているようです。ちょうど朝行ったときに、申請人もおられて話をしたんですけど、50数年前からこういう状態だということで、実際には申請人や転用者の1代前の時代からもうずっとこういう形で使われておったようです。現地は集落内の土地で、34ページの写真でも何か荒れたような感じで隣接地もあるんですけど、実際はその土地も向かいには屋敷があったような土地が連続しとるようなところで、本当に集落内の土地です。実際もう荒れ果てておる地域ですけど、今回の始末書の転用については、付近に対する影響もなく、承認をしても妥当だと思われまますので、ひとつよろしく願い申し上げます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第27号の4番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 36ページを御覧ください。議案第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は357平方メートルです。申請人は養父市八鹿町高柳の方です。申請地内に一般住宅及びカーポートを建設することが転用の目的で、関連ページは37ページから42ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町高柳の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中にある農地でした。昨年に除外申請があり、今年4月21日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしく願いいたします。午前中は現地調査委員の方、御苦労様でした。

37ページから42ページが関連ページになっております。まずは申請地ですが、37ページの位置図と、それから38ページの航空写真を御覧ください。国道9号線、養父消防署の交差点を南向きに約200メートル下がった農免道路沿いの角

地に位置する農地が今回の申請地になっております。

続きまして、39ページの字限図を御覧ください。令和4年9月に宅地転用として分筆された70番の1が今回の申請地になります。事務局の説明のとおり、令和5年4月21日に農用地除外も完了しております。70の3の農地は畑として、これは分筆された残りですけれども、畑として活用するとのことです。

また、37ページに水路図があります。申請農地北西側、上側ですが、北西側に農業用水路があります。申請地とは少し離れており、下流の農地への影響もないと思われますので、よろしくお願ひします。また、日照についても隣接地への配慮がなされており、問題ない申請と思われまふ。

それから、40ページから42ページは配置図、立面図、それから平面図になっておりますので、確認をお願ひします。

以上ですので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひまふ。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めまふ。
珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝、現地確認に行つてまいりました。先ほど秋山委員がおっしゃられたように、周辺地域への影響もなく、問題ないかと思ひまふ。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めまふ。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地を視察してまいりました。秋山委員と珍坂委員の説明どおりだと思ひまふので、審議のほうよろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、質疑なしと認め、議案第28号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めまふ。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 43ページを御覧ください。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市大屋町加保の土地3筆、合計面積は2,990平方メートルです。譲渡人は神戸市長田区の方、養父市大屋町加保の方、奈良県北葛城郡の方で、譲受人は養父市大屋町加保の株式会社です。譲受人は観光業を営んでおりますが、来客用の駐車スペースが不足しているため、近接している申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは44ページから50ページです。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の大屋町加保の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局 : 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、こちらも以前は農用地区域の中にある農地でしたが、昨年除外申請があり、本年4月21日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員 : 4番、坂本です。この譲受人のおおや振興公社というのは、養父市の第三セクターの会社でございます。既に、駐車場は44ページと45ページを見ていただきまして、今現在ある駐車場というのが、44ページの写真の藤堂高虎のゆかりの碑、この辺りにございます。この駐車場では、例年5月から10月にかけて、非常に多くのお客さんが訪れておられています。それで、現在ある駐車場では限られていますので、その周辺の道路に駐車したりして、家族連れの方が遊ばれておられる状況です。最近、非常にアウトドアのブームで、お客さんが非常にたくさんになって、駐車場がもう止められなくなって、1キロメートルほど

離れている大屋地域局まで移動してもらって、そこから歩いてこのあゆ公園に来ていただいとるような状況でございます。非常に暑い時に親子連れでしたら20分、30分もかかってあゆ公園に来てということで、もう数年前から同公社が駐車場がどこかないかなと探していたところ、ちょうど現在ある駐車場の裏側に休耕田があります。そこを譲ってもらえないかという話を交渉されたところ、所有者が地元におられない方、それから高齢で耕作していない方がおられましたので、そこを譲り受けるようになりました。

進入路を、現在ある駐車場からも入れるようになっております。審議のほうお願いします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝、現地を見させていただきました。44ページの付近見取図というのがございますけれども、そこに今、担当委員さんからも説明がありましたように、あゆ公園が右手のほうにあります。それで、今の写真の45ページ上部には、以前、旧大屋町の時に始めた棚田の部分が今も残って活用されている状況であります。このちょうど真ん中辺りにPという部分がありますが、この駐車場が今の駐車場ですけれども、60台ほどしか駐車できないということで、今、坂本委員からもありましたように、ここが混雑する時にはいろんなところへ停められているという状況なので、さらに広げようということで、そのちょうどPと書いてあるところの白い建物が見えますけれども、その上の3枚を使うという形になっています。

45ページの緑の部分が今回の申請地ですが、近隣には田んぼ等がありますので、田んぼからの排水路がちょうど今の3枚の田んぼの右側、そこへちょっと駐車場の白い建物が見えると思いますが、そのところを排水路が通っております。また、あわせて、あゆ公園への大屋川からの水を引き入れる水路等があるということで、それもきっちり残して、新しくできる駐車場との間は水路が2本あるというような形でちゃんと残されるという状況になっています。

この事業につきましては、効果的な今後のあゆ公園の発展につながるような事業だというふうに思いますし、承認をいただけるようよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員： 推進委員の鎌谷です。よろしくお願ひします。

農業委員2人の説明されたとおりでございます。私も近くのところに住んでい

まして、朝早くから夜遅くまであゆ公園で遊び、疲れた状態で離れた駐車場まで歩いている子供たちをたくさん見えています。確かに駐車場が近くにあるという事は、非常に喜ばしいことだと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第29号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用について事務局より説明を求めます。

事務局： 51ページを御覧ください。報告①、農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用についてです。

届出番号1番、養父市関宮の土地3筆、合計面積は1,203平方メートルです。譲渡人は養父市関宮の方、譲受人は兵庫県但馬県民局養父土木事務所となっております。養父土木事務所が急傾斜崩落対策事業を行うにあたり、工事用道路及び施工ヤードとして、令和6年7月まで一時転用を行うものです。

場所につきましては、52ページを御覧ください。こちらが位置図となっております。地図の上側、右から左になっているのが、こちらが国道9号線です。右側が八鹿町、左側が関宮町となっております。左側の丸印で囲っている工事場所というところが今回の場所になります。関宮の相地地区というところになります。

53ページを御覧ください。こちらが航空写真となっております。写真の左側が関宮、右側に向けていくと県道大屋関宮線で、大屋町加保まで抜ける道となっております。見えている集落が相地の集落で、ちょうど集落が終わった切れ目の緑囲いをしているところが今回の申請地となっております。

工事の内容につきましては54ページを御覧ください。こちら、相地の集落から山沿いに急傾斜崩落対策の事業を行うこととなっております。横向きに見ていただいて、一番右側のところが今回申請地というところで、こちらに、55ページにありますように、工事に入る進入路、工事用道路の施工ヤードを建設す

ることとなっております。この地区は、隣接している農地もございませんので、周辺の営農に影響が出ることがないというように考えております。以上でございます。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条第6項の規定による解約通知について事務局より説明を求めます。

事務局： 56ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、養父市大藪の土地2筆、合計面積は2,308平方メートル。賃貸人は豊岡市の方及び大阪府豊中市の方です。賃借人は養父市大藪の株式会社です。合意解約年月日は令和5年3月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作されます。

届出番号2番、養父市大藪の土地2筆、合計面積は5,768平方メートル。賃貸人は養父市大藪の方、賃借人は養父市大藪の株式会社です。合意解約年月日は令和5年4月21日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄に記載しております二方が耕作することとなります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。

これ、賃借人が株式会社となっていますけど、これは国家戦略特区の会社と違うんですか。そうですね。

事務局： そうです。

谷垣委員： この間からこういう事案というのが、国家戦略特区じゃないけれども、やめていかれる。規模的には、2,300平方メートルが3筆ですね。これぐらいの規模で、国家戦略特区事業社がやめられるというのは、どういう理由なんですかね。差し支えなければ教えてほしいですけどね。

事務局：聞いた範囲でということ。この株式会社につきましては、もともと水稲、そして大型のハウスを建てられて、露地部門、そしてハウスの部門ということで、社員さんそれぞれに項目を分けていたようです。ただ、露地をされている方が少し体調不良ということもあって、どうしても田んぼ、水稲をする部分については規模を縮小しなければならないというようなことで、今回合意解約ということで、次、作られる方を探してから、このような解約をされたというふうに聞いています。

議長：ほかにこの件に関して質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。

事務局：57ページを御覧ください。報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。
1番、大塚の土地2筆で、2,093平方メートルです。譲受人は蕨崎の株式会社、譲渡人は養父市です。法人農地取得事業を活用しています。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月13日、許可日が12月16日となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

5番、前川委員。

前川委員：5番、前川です。備考欄に法人農地取得事業と書いておりますけども、この事業の概要をできたらちょっと教えてもらいたいです。

事務局：失礼します。法人農地取得事業についてです。先ほどからもありましたように、これは国家戦略特区の特例を活用している事業になります。本来、企業が農地を取得する場合は、農地所有適格法人、出資率が企業の50%未満等、ルールがございますが、この法人農地取得事業については、一般企業でも農地が取得できるという、養父市の国家戦略特区の特例を使って、この蕨崎の株式会社が購入をされています。以上です。

前川委員： ありがとうございます。

そこで、先ほどの谷垣委員の話のつながりでもあるんですけども、一般的に農地を売買するときは、生産計画とかを上げると思うんですけども、どれぐらい先までの生産計画を上げているのか、その生産が実施されているかどうかという確認は、農地パトロール以外の確認がなされるのかどうなのか、そういう規定というのは事業の要綱の中にはあるんですかね。

事務局： 何年先というよりかは、今現在この会社がしっかり営農しているか、農地法3条の基準に沿って審査をしております。この取得される土地についても、何を作られるかというのを営農計画書において報告を受けています。なので、何年後、何平方メートルまで上げるとかということは特には求めていないこととなります。

前川委員： 分かりました、ありがとうございます。

議長： ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明を求めます。

事務局： 58ページを御覧ください。報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町宿南の土地2筆で、面積が891平方メートルです。申請人は八鹿町宿南の方です。取得した日が令和5年4月11日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は八鹿町小山の土地1筆で、面積が27平方メートルです。申請人は京都府福知山市の方です。取得した日が令和4年11月5日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は伊豆の土地10筆で、面積が3,545平方メートルです。申請人は大阪府大阪市の方です。取得した日が令和4年6月16日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

土地の詳細は別紙1のとおり、59ページになります。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 坂本光

署名委員 谷垣重彦